

## 宇部市水道局最低制限価格制度実施要領

### 1 趣旨

この要領は、水道局における工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、宇部市水道局契約規程（令和 4 年水道事業管理規程第 3 号）第 29 条の規定に基づき、最低制限価格を設けて落札者を決定しようとするとき（以下「最低制限価格」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象

最低制限価格制度の対象は、工事に係る全ての競争入札のうち、総合評価方式により落札者を決定するもの及び予定価格が 500 万円を超える解体工事を除くものとする。

### 3 用語の定義

入札書比較価格とは、消費税及び地方消費税相当額抜きの額とする。

### 4 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、次により算出した額とする。

#### （1）土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費＋共通仮設費の  $9/10$ ＋現場管理費の  $9/10$ ＋一般管理費等の  $7/10$ 」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

#### （2）営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費＋共通仮設費の  $9/10$ ＋現場管理費の  $9/10$ ＋一般管理費等の  $7/10$ 」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨て)とする。

(3) 水道施設の機械・電気設備工事

予定価格の算出の基礎となった「(機器費の9/10+直接工事費)+共通仮設費の9/10+(現場管理費+据付間接費+設計技術費)の9/10+一般管理費等の7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)から千円未満を切り捨てた価格とする。

水道施設の機械・電気設備工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨て)とする。

(4) 解体工事

予定価格の入札書比較価格の7.5/10から千円未満を切り捨てた価格とする。

5 入札参加者への周知

最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格が設定されている旨を入札執行前に周知するものとする。

6 落札者の決定

入札書記載金額が予定価格の入札書比較価格を上回らず、かつ、最低制限価格の入札書比較価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

7 最低制限価格の入札書比較価格の公表

最低制限価格の入札書比較価格は、落札者決定時において入札結果とともに公表する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局最低制限価格制度実施要領の廃止)

2 宇部市上下水道局最低制限価格制度実施要領(平成26年上下水道局要領)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降公告、公募又は指名の通知をするものから適用する。